

## 輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)の発行廃止に関する公告 通関のペーパーレス化改革の一環として輸出税還付伝票を電子化

トランザクションバンキング部

2015年4月22日、税関総署は「輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)の発行廃止に関する公告」(税関総署公告2015年第14号、以下略称「14号公告」)を公布、2015年5月1日から施行しています。

税関は通関手続きの作業効率を改善するために2012年からペーパーレスによる電子審査と通関処理を行う通関のペーパーレス化改革を実施、通関手続は大幅に簡素化されています。

### 【図表1:通関のペーパーレス化改革の歩み】

実施日	通達名
	内容
2012/8/1	「全国税関での通関作業ペーパーレス化改革業務の試行展開関連事項についての公告」 (税関総署公告2012年第38号) ※税関総署公告2013年第19号により失効
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一部の税関・業務・企業でペーパーレス化改革を実施、通関における書類提出が不要に</li> <li>✓ 対象:北京、天津、上海、南京、杭州、寧波、福州、青島、広州、深圳、珠海拱北、広州黄埔の12税関における税関分類管理上のAA類・A類の貿易権を有する企業・通関企業</li> </ul>
2013/5/1	「通関作業のペーパーレス化改革試行業務の深化に関する事項についての公告」 (税関総署公告2013年第19号) ※税関総署公告2014年第25号により失効
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象企業:AA類・A類企業からB類企業にまで拡大</li> <li>✓ 上記12税関の業務対象を全通関業務へ。その他税関は一部の部署・業務を選択してペーパーレス化改革を試行</li> </ul>
2014/4/1	「通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告」 税関総署公告2014年第25号 ※現在有効
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 試行範囲を全国税関の全通関業務へ拡大</li> </ul>

「14号公告」は、ペーパーレス化改革の一環として、紙ベースでの輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)の発行を廃止するものです。これは増値税輸出還付手続きをペーパーレス化するための準備であり、今後利便性は更に高まるものと思われます。

#### <「14号公告」の内容>

- 2015年5月1日以後の輸出貨物に対して、税関は紙ベースの輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)を発行しない
- 税務総局への輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)に関連する電子データの転送を停止し、税関総署から税務総局への輸出通関単通関完了情報電子データの転送に変更

紙ベースの輸出貨物通関単証明書(輸出税還付専用)発行システムは6月1日から運行を停止するため、4月30日以前の輸出貨物については、5月1日から5月31日までに税関で紙ベースの輸出貨物通関単証明伝票(輸出税還付専用)の発行を受けることが必要ですので、ご注意ください。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>关于取消打印出口货物报关单证明联 (出口退税专用)的公告 (海关总署公告 2015 年第 14 号)</b></p> <p>为进一步深化海关通关作业无纸化改革，减少纸质单证流转，减轻企业负担，经商国家税务总局同意，海关总署决定，对 2015 年 5 月 1 日（含）以后出口的货物，海关不再签发纸质出口货物报关单证明联（出口退税专用），并同时停止向国家税务总局传输出口货物报关单证明联（出口退税专用）相关电子数据，改由海关总署向国家税务总局传输出口报关单结关信息电子数据。对 2015 年 4 月 30 日（含）之前的出口货物，请相关企业在 5 月 1 日至 5 月 31 日到海关打印纸质出口货物报关单证明联（出口退税专用），原签发纸质出口货物报关单证明联（出口退税专用）系统将于 6 月 1 日起停止运行。</p> <p>实施启运港退税政策的出口货物暂时仍按照现行规定打印纸质出口货物报关单证明联（出口退税专用）。</p> <p>特此公告。</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2015 年 4 月 22 日</p>	<p style="text-align: center;"><b>輸出貨物通関単証明伝票（輸出税還付専用） の発行廃止に関する公告 (税関総署公告 2015 年第 14 号)</b></p> <p>税関通関作業のペーパーレス改革をさらに深化し、紙ベースの証明伝票の流通を減少させ、企業負担を軽減するため、国家税務総局の同意を経て、税関総署は以下を決定した。2015 年 5 月 1 日（当日を含む）以後の輸出貨物に対して、税関は紙ベースの輸出貨物通関単証明伝票（輸出税還付専用）を発行しない。あわせて同時に国家税務総局への輸出貨物通関単証明伝票（輸出税還付専用）に関連する電子データの転送を停止し、税関総署から国家税務総局への輸出通関単通関完了情報電子データの転送に変更する。2015 年 4 月 30 日（当日を含む）前の輸出貨物に対して、関連企業は 5 月 1 日から 5 月 31 日までに税関で紙ベースの輸出貨物通関単証明伝票（輸出税還付専用）を発行し、紙ベースの輸出貨物通関単証明書（輸出税還付専用）発行システムは 6 月 1 日から運行を停止する。</p> <p>積出港税還付政策を実施する輸出貨物は、暫定的に従来通り現行規定に基づいて紙ベースの輸出貨物通関単証明伝票（輸出税還付専用）を発行する。</p> <p>ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2015 年 4 月 22 日</p>

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室  
上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大廈 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259